

公立大学法人金沢美術工芸大学発ベンチャーの支援に関する規程

令和8年1月8日

令和7年規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）におけるベンチャー企業（以下「大学発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、大学発ベンチャーとは、出資者の責任の範囲が有限責任の形態による設立後概ね5年以内（設立準備中含む）の企業のうち次の各号のいずれかに該当するものかつ、事業内容が社会や地域の課題解決に資するものをいう。

- (1) 本学で達成された研究成果（知的財産権含む）又は習得した技術等に基づくもの
- (2) 本学の教職員（教職員就業規則第2条に定める教職員及び非常勤教職員就業規則第6条第10号に定める非常勤技術専門員をいう。以下同じ。）又は学生（学部生、大学院生をいう。以下同じ。）が所有する知的財産権をもとに設立又はその設立に深く関与するもの
- (3) 本学の教職員又は学生がベンチャー企業の者となる、若しくはその設立に深く関与するもの。
- (4) 上記のもののほか、本学の教職員又は学生であった者が、第1号又は第2号に該当し、かつ退職、卒業又は修了の後、原則として3年以内にベンチャー企業等の設立者となる、若しくはその設立に深く関与するもの

(支援の条件)

第3条 大学発ベンチャーの支援を受けようとするものは、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 教職員が起業したものにあつては、公立大学法人金沢美術工芸大学兼業規程（以下「兼業規程」という。）その他関係規程等に定める所要の手續、許可等が適切に成され

ていること。学生が企業等を設立する場合は、学長が認めるもの。なお、学生の卒業又は修了後はこの限りではない。

(支援内容)

第4条 本学は、次に掲げるもののうち、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じて、本学の管理運営及び教育研究等に支障のない範囲において支援を行うことができるものとする。なお、第2条第1号または第2号に該当する企業は本条全てを支援内容の範囲とし、第3号または第4号に該当する企業においては、本条第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号を支援内容の範囲とする。

- (1) 称号を付与すること。なお、称号は「金沢美術工芸大学発ベンチャー」とする。
- (2) 本学の商標を使用させること。
- (3) 本学の施設及び設備を使用させること。ただしその場合、各施設・設備利用基準等に基づき使用許可を受けるものとする。
- (4) 企業の郵送物配送先住所を本学とさせること。
- (5) 本学が所有する知的財産権の使用に関する優遇措置を与えること。
- (6) 本学主催のイベント、本学の広報誌又はホームページ等において広報を行うこと。
- (7) その他理事長が必要と認めること。

2 大学発ベンチャーが前項第1号及び第2号の称号及び商標を使用したことによって生じた損失及び損害について、本学は、いかなる法的責任も負わないものとする。

(支援期間)

第5条 大学発ベンチャーへの支援期間は、3年を超えない範囲で理事長が必要と認める期間とする。ただし、合計5年を超えない範囲では再申請を妨げない。

2 前項にかかわらず、前条第1号「称号付与」の支援については、期間の制限を設けない。

3 第1項に定める支援期間中に前条第3号又は第4号の支援を受けている大学発ベンチャーが、支援期間終了後に当該支援の継続を希望する場合、教育研究審議会の承認を受けた上で、別に定める使用条件の下で継続支援を受けることができる。

(支援の申請)

第6条 第4条第1項各号に掲げる支援を受けようとする場合は、理事長に「大学発ベンチャー支援申請書」(第1号様式)を提出しなければならない。

(支援の決定)

第7条 第6条の申請があったときは、教育研究審議会の議を経て、支援の可否を理事長が決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 理事長は大学発ベンチャーへの支援について、可と決定したときはその支援内容及び支援期間その他の条件を付し、非と決定したときはその理由を付し、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を行ったときには、理事長は本学内の関係部署にその決定内容を通知するものとする。

(支援に附帯する手続)

第9条 第8条第1項の規定に基づき支援内容の通知を受けた者及び関係する本学の教職員は、速やかに本学の関係規程等に従い、必要な手続を執らなければならない。

(事業報告等)

第10条 大学発ベンチャーの代表者は、支援期間中は毎年度、大学発ベンチャーが定めた決算日から3ヶ月以内に任意の様式により、事業報告書及び収支決算書(以下「事業報告書等」という。)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項により提出された事業報告書等を教育研究審議会に提出し、意見を求めることができるものとする。

3 大学発ベンチャーは、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

(1) 会社法(平成17年法律第86号)に定める解散

(2) 破産法(平成16年法律第75号)に定める破産宣告

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続き

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に定める更生手続き

(5) 不正競争防止法(平成5年法律第47号)第21条及び第22条に定める罰則が、裁判によって確定した場合

(支援の決定の取消し)

第11条 理事長は、大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は支援の決定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合

(2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合

- (3) 企業活動の実態がなくなった場合
- (4) 大学発ベンチャーから支援の取消しの申出があった場合
- (5) 前条第1項の事業報告書等を提出しない場合
- (6) 前条第3項各号のいずれかの報告を受けた場合
- (7) 第3条第4号に規定の手続、許可等が適正になされていない場合
- (8) その他大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないとして理事長が認めた場合

2 理事長は、前項の規定により支援の決定を取り消した場合は、大学発ベンチャーの代表者に通知するものとする。

(解散後の支援の申請)

第12条 大学発ベンチャーが解散した場合であって、当該大学発ベンチャーの関係者が新たに企業を設立し、当該大学発ベンチャーが実施していた事業と同等の事業を実施する場合、新たに設立された企業は、当該大学発ベンチャーの支援期間を超えない範囲で第6条の申請を行うことができる。

(事務)

第13条 大学発ベンチャー支援に関する事務は、事務局が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年1月8日から施行する。